

第3章

先進国の違法伐採対策と途上国、そして持続可能性

島本 美保子

要約：

世界の天然林の持続可能性確保については、1998年のバーミンガム・サミット以降違法伐採対策を軸に推移してきた。EUは合法性が証明された木材のみを輸入する自発的な二国間協定（FLEGT-VPA）を輸出国と結び、EU域内では合法性が証明された木材のみを持ち込む義務を輸入業者に課す法制度を構築中である。またアメリカもレイシー法により、合法性が確保された木材を輸入する義務を輸入業者に課すようになった。他方輸出国の側でも、かつて違法伐採が極めて深刻であったインドネシアのように、木材の合法性のトレーサビリティを高めるようなシステムを構築しつつある国も出てきた。

しかし、世界の丸太貿易をみると、近年の丸太輸入大国は中国であり、先進国から締めだされた合法性の証明されない丸太が中国に流れ込んでおり、その対策が急がれる。

キーワード：

森林 持続可能性 貿易 違法伐採 森林認証

はじめに

1980年代に世界の熱帯林破壊が大きくクローズアップされるようになって、世界の森林資源の持続可能性を保つために、先進国・途上国でそれぞれ採るべき政策手段の模索が、さまざまな主体によって行われてきた。しかし途上国の経済やガバナンスの状況から、途上国自身に内発的な政策を期待するのは現実的でなく、1990年代に入って、先進国側から途上国の森林破壊を食い止めるための方策として、持続可能な森林から伐採された木材のみを取引する、というチャンネルを用いるのが有効であると考えられるようになった。その走りとなったのが、1992年にオーストリアが熱帯材については持続可能な森林から採取されたというラベリングがあるもののみ輸入するための国内法を制定し、ASEAN諸国と対立した事件である。

しかしその後、持続可能な森林の定義の難しさや実態に対する要求水準の高さから、

各国政府も森林 NGO も、持続可能かどうか、という水準ではなく、違法に伐採された木材を市場から排除する、という次元の政策の形成に力を注ぐようになっていった。1998 年の G8 バーミンガム・サミットで違法伐採に対処する方策について話合われ、「森林行動計画」が採択されたのを皮切りに先進各国の違法伐採対策への取り組みが本格的に始まった。

そこで、本稿では、先進各国による違法伐採対策の歩みについて説明し、また合法性、持続可能性を他方からサポートしてきた森林認証の動きについても概観したい。また世界の木材貿易の現状を踏まえながら、今後森林の持続可能性確保に向けてどのようなことを考える必要があるのかを示したい。

第 1 節 違法伐採への先進国の取り組み

1. EU の取り組み—FLEGT—VPA

EU の違法伐採対策は FLEGT (Forest Law Enforcement Governance and Trade) を軸に展開してきた。EC [2007a]によると、欧州委員会は 2002 年 4 月、EU の違法伐採対策について話合う国際ワークショップを主宰し、2003 年 5 月に FLEGT 行動計画を発表した。この行動計画で①生産国の木材についてのサポート、②合法材取引を促進する取り組み、③政府調達方針の促進、④民間セクターのイニシアチブへのサポート、⑤融資や投資への予防措置、⑥計画をサポートするための既存の法的手段の活用と新たな法制度の採用、⑦紛争木材の問題の取り扱い、という 7 つの分野が盛り込まれた。そして②における具体策が VPA (Voluntary Partnership Agreement) である。

EC [2007b]によると、VPA とは、EU と相手国が FLEGT 行動計画の目的を達成するために共同し、木材のライセンススキームを実施する法的拘束力のある二国間協定である。VPA の目的は、木材生産国の森林制度やガバナンスの改善をサポートすることによって、持続可能な森林管理を推進することを約束させることである。すべての VPA 相手国は①森林法が統合的で、わかりやすく、強制力があり、持続可能な森林管理を促進するものであるという条件を確保すること、②伐採現場から市場や輸出ポイントまで木材を追跡できる技術的、行政的システムを開発すること、③森林ガバナンスの透明性やアカウンタビリティを向上させること、④合法的に伐採された木材の輸出にライセンスを与える手続きを開発すること、を約束させられる。

EC [2007c]によると、VPA にとって重要なことは合法性を証明された木材のみを EU に輸入するライセンススキームの構築である。つまり VPA の重要な部分として、生産国における TLAS (Timber Legality Assurance System) の開発とライセンススキームの実

施のための期限付きの行動計画が含まれている。TLAS には 2 種類のアプローチがある。一つは輸出される木材ごとに許可機関によってライセンスを与えるシステムで、もう一つはすべての木材の合法性を確保できる業者にライセンスを与えるシステムである。いずれにしても、TLAS のシステムは EU と VPA 相手国の代表からなる共同実施委員会 (Joint Implementation Committee) によってモニタリングされる。

2011 年 11 月現在、すでに VPA を締結し、システム構築のプロセスが進行中の国はカメルーン、中央アフリカ共和国、ガーナ、リベリア、コンゴ共和国、インドネシアの 6 カ国、交渉中の国がコンゴ民主共和国、ガボン、マレーシア、ベトナムである¹。

しかし VPA のシステムを構築した国が合法木材を EU に輸出しても、他方で安価な違法伐採材が EU 市場に出回ってしまうと、VPA 諸国の木材の競争力がなくなり、合法性を確保するインセンティブを削ぐことになりかねない。これを防ぐために 2010 年 10 月に EU では EU 市場における違法伐採材の取引を禁止する「EU 木材法 (EU Timber Regulation)」が成立し、2013 年 3 月に発効する。対象品目は合板、ボード類、家具、紙パルプなど幅広い林産物に適用される。木材や林産物を取引する業者は違法に伐採生産された林産物を EU 市場で取引することを禁じられ、始めに EU 市場に入る時に、そのリスクを最小にするようなデューデリジェンス(duo diligence)²を実行することが求められる。ただし VPA 相手国から輸入された FLEGT ライセンス材は自動的に新法の条件を満たすと考えられる。そして、この法律に違反した場合に EU 各国で罰則が設けられることになっている。

このような手法で EU は違法伐採対策を進めている。

2. 米国の取り組み—レイシー法

米国の違法伐採対策はレイシー法の改正によって進められている。レイシー法とは 1900 年に制定された連邦レベルで初めての野生動物保護法で、特に渡り鳥の保護を目的として、有害な野生生物の輸入や違法に捕獲された種の州を越えた商取引を禁止した法律である³。その後 1981 年、1988 年に大幅に改正されたが、野生動物や魚類や植物の違法な取引を取り締まるために 2008 年に再び改正が行われ、これによって、①植物を保護するアメリカ合衆国、州、インディアン、外国の法律に違反して州を越えて、また

¹ ヨーロッパ森林協会 (EFI) の FLEGT VPA についてのウェブサイト (http://www.euflegt.efi.int/portal/home/vpa_countries/) 参照のこと。

² デューデリジェンスとは、業者が既存のシステムまたは独自のシステム構築によって伐採国、樹種、質、合法性の情報にアクセスし、当該国における合法性、違法伐採の普及、サプライチェーンの複雑さ、国連安保理事会や木材貿易に関する EU 評議会における制裁対象国であるかどうか、についてリスクアセスメントを行い、適切な措置や手続きを講じてリスクの最小化を行うことである。

³ アメリカ魚類野生生物局のウェブサイト (<http://www.fws.gov/le/AboutLE/history.htm>) 参照のこと。

は国を越えて、植物を採取・加工・輸送・売買すること、②この法律の適用される植物についての文書、報告書・記録を偽ること、③輸入申告なしに植物や植物性製品を輸入すること、が違法となった。この法律の適用対象物品は 2009 年 4 月のフェイズⅡで燃材・丸太・製材、チップ等が、2009 年 10 月からフェイズⅢで炭、合板、木枠、寄木など、2010 年 4 月からフェイズⅣで家具、おもちゃなどに拡大された。軽度の違反者は 1 年以内の懲役と 10 万ドルの罰金（企業の場合は 20 万ドル）、重度の違反者は 5 年以内の懲役と 25 万ドルの罰金（企業の場合は 50 万ドル）が課せられることになっている。業者はデューケアを義務付けられた。デューケアとは十分に慎重な人物が同じまたは類いの状況において払う注意水準を意味する⁴。

3. 日本の取り組みーグリーン購入法など

残念ながら、日本では法令による違法伐採の排除といったレベルの枠組みは今だに導入されていない。日本ではこれまでのところ 2000 年に成立した「国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）」による公共調達に関する合法材優先政策のみである。グリーン購入法では国の各機関や地方公共団体が国の「基本方針」に従って毎年度「調達方針」を作成し、それに基づいて環境物品の調達を促進する、という法律で⁵、この「基本方針」で例えばコピー用紙については、「原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること」となっており、持続可能性の確認は林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（2006）」⁶によることとされている。

このガイドラインでは、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明については 3 つの方法で行えるとしている。①既存の森林認証制度および CoC 認証制度⁷を活用する方法、②森林・林業・木材産業関係団体の認定を得た事業者が行う方法、③個別企業等の独自の取り組みによる方法である。②の森林・林業・木材産業関係団体の認定を得た事業者が行う証明方法とは、まずこれらの団体が自主的行動規範を作成し、この団体の構成員の合法性、持続可能性の証明された木材・木材製品の供給への取り組みが適切であるかどうか認定する、というものである。そして認定業者は直近の納入先に合法性、持

⁴アメリカ農務省（USDA）の動植物検疫局のウェブサイト

（http://www.aphis.usda.gov/plant_health/lacey_act/downloads/LaceyActPrimer.pdf）参照のこと。

⁵環境省のグリーン購入法に関するウェブサイト

（<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/houritu.html>）参照のこと。

⁶全国木材組合連合会の合法木材ナビ（<http://www.goho-wood.jp/guideline/>）参照のこと。

⁷合法木材ナビによると、CoC 認証制度とは、「森林認証を取得した森林から生産された木材・木材製品が、森林認証を取得していない森林から生産されるものと混じらないように適切な分別管理を行っていることについて、第三者機関が木材・木材製品を取り扱う事業者を評価・認証する仕組み。」のことをいう／のことである。

持続可能性の証明書を交付し、それを繰り返して証明の連鎖を形成する。全国木材組合連合会[2011]によると、2011年3月現在この事業体認定を受けた事業体は8100社に上る。規模の大きな企業については、①②ではなく、独自の取り組みによって森林の伐採段階から納入段階に至るまでの流通経路等を把握した上で、納入段階で証明書を発行することになる。輸入材については、各国における認証制度や FSC (Forest Stewardships Committee)などの既存の認証制度を用いることになっている。

欧州各国においても違法伐採対策の手始めとして、公共調達を対象にしてきたことは確かである。例えば、地球・人間環境フォーラム[2007]によると、英国政府は2000年に「政府各部門が持続可能で合法的な出所からの木材及び木材製品を購入することを求める声明を発表し、2001年には「木材調達アドバイスノート」という政府調達指針が作成された。デンマークでも2003年に「熱帯木材の調達—環境ガイドライン」という公共、半公共部門の熱帯材調達の合法性、持続可能性を推進するための指針が作成された。しかし、その後EUでは、これを民間部門の木材調達にも拡大するべく FLEGT 行動計画を発展させつつあり、アメリカも法的措置による違法材対策に乗り出している。一方、日本では、合法木材の調達を民間部門に拡大しようとする動きはまだ起こっていない。林野庁は木材の利用促進を推進しており、このような枠組みの導入は木材の調達コストを増やし、それによって他の建築資材への代替が起こることを恐れている、と言われているが、しかしそれはEUやアメリカにおいても同様であり、日本が安価な違法伐採材の混入した外国産木材の格好の市場となっていると環境NGOの批判を浴びていることもまた事実である。

第2節 途上国側における取組の進捗—インドネシアを例に

では、熱帯木材を輸出する途上国内におけるトレーサビリティの確保はどの程度進んできているのだろうか。以下でインドネシアにおける違法伐採対策の進捗についてみていきたい。

全国木材組合連合会・違法伐採総合対策推進協議会[2007]によると、1998年のスハルト体制の崩壊後、1999年に新森林法が制定され、地域住民の森林保全への参加と権利の保護が定められたが、他方で1999年の地方分権化法により、各地方の国有林政策における中央政府の支配力が著しく低下し、地方政府が小規模伐採権を通じて地方事業者の伐採許可を出すようになった。また丸太輸出が再開された1998年から再び禁止された2001年まで林業省発表の丸太輸出量と International Tropical Timber Organization (ITTO)の統計に丸太輸出量は著しく異なっており、丸太の密輸が横行し、インドネシアの森林ガバナンスが低下していたことがわかる。

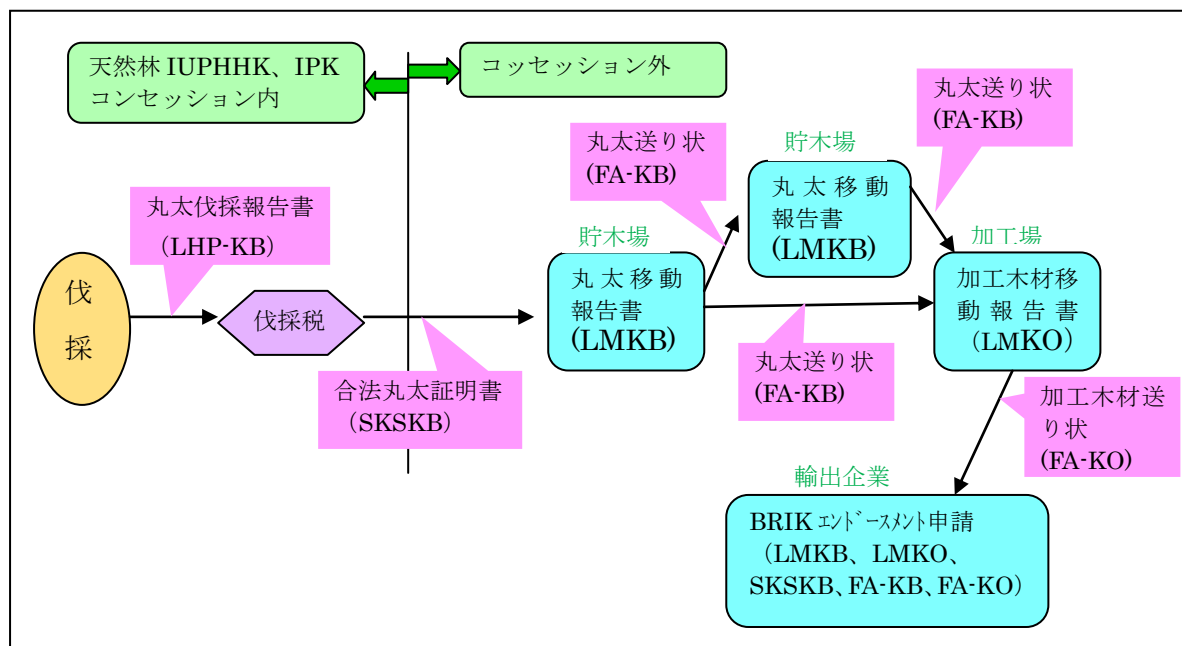
2001年の丸太輸出再禁止を境に、林業政策は転換され、2002年にはそれまで商工省が管轄していた合板・パルプ産業の事業を林業省に移管することによって、林業省が森林セクターを包括的に管轄するようになった。またこの年木材産業活性化機構（BRIK）が設立され、翌2003年には第126号大臣決定「林産物取扱規則」によりBRIKのエンドースメント（許可）によって合法性が証明された木材のみ輸出が可能となる制度が開始された。

林産物輸出企業がBRIKのエンドースメントを取得するためには、伐採⁸・流通ルートに応じて、所定の書類を提出しなければならない。これを示したのが図1である。

天然林（Izin Usaha Pemanfaatan Hasil Hutan Kayu: IUPHHK）コンセッション及び木材利用権（Izin Pemanfaatan Kayu: IPK）

の場合、伐採地で作成される丸太伐採報告書（Laporan Hasil Penebangan Kayu Bulat :LHP-KB）を元に伐採税（森林資源手数料（Profesi Sumber Daya Hutan: PSDH）や緑化基金（Dana Reboisasi: DR））を徴収され、合法丸太証明書（Surat Keterangan Sahnya Kayu Bulat: SKSKB）が発行される。コンセッション外に丸太を持ち出す際にはこのSKSKBが必要である。各貯木場では丸太移動報告書（Laporan Mutasi Kayu Bulat: LMKB）の作成が義務付けられており、他の貯木場や加工場に丸太を移動する時には、丸太送り状（Faktur Angkutan Kayu Bulat: FA-KB）が必要となる。そして、各加工場は加

図1 天然林材の流れと必要書類



（出所）全木連・違伐協議会[2007]を参考に筆者作成。

⁸ 後述のように、インドネシアのコンセッションにはいくつかの種類がある。

工木材移動報告書（Laporan Hasil Penebangan Kayu Bulat Kecil: LMKO）の作成を義務付けられており、加工品を次の加工場や輸出企業に移動する時には加工木材送り状（Faktur Angkutan Kayu Olahan: FA-KO）が必要となる。そして輸出企業は BRIK エンドースメントを申請する際にこれらの書類を提出することが義務付けられている。

しかし、全国木材組合連合会・違法伐採総合対策推進協議会[2007]によると、このシステムではさまざまな次元で、違法伐採材が混入する可能性を排除できない。まず、各セッションで年間伐採許可料の算出根拠となっている立木調査報告書のデータの誤りによる過剰伐採や伐採対象外の樹木の伐採、伐採区域外の伐採といった伐採時点で違法性が発生する可能性がある。また SKSKB が発行される前に林内において違法材が混入する可能性もある。さらに、SKSKB の原本の書き換えの事実もあるといい、第三者のチェックのない書類作成には限界がある。BRIK エンドースメントの目的は貯木場以降の木材流通量の整合性の確保である。SKSKB、FA-KB はセッション外（林外）に移動する際に作成される書類なので、それ以前の段階での違法行為や違法材の混入が起りやすい制度となっている⁹。

全国木材組合連合会・違法伐採総合対策推進協議会[2008]によると、インドネシアでは、前述の 1998 年の G8 バーミンガム・サミットからの森林法の施行およびガバナンス（Forest Law Enforcement and Governance: FLEG）プロセスの流れで、2001 年インドネシア・バリで開催された「森林法の施行およびガバナンスに関する東アジア閣僚会議」における違法伐採・貿易対策の宣言に基づき、2002 年インドネシアとイギリスの間で違法伐採対策に関する覚書（MoU）が締結された。これにより、地方のコミュニティを含むステークホルダーを意思決定過程に参加させる形で、「インドネシアからの林産物の合法性基準」と、合法性が確認された丸太のトレーサビリティを確保するトラッキングシステムが開発されていった。

前者については、インドネシア林業省と国際 NGO の The Nature Conservancy (TNC) が中心となり、各国政府機関や民間企業の支援を得て、地方でのステークホルダーとの協議を経て、7 つの原則、18 の基準、49 の指標を取りまとめた。この合法性基準が後の SVLK の合法性基準の土台となった。

2007年3月にはEUとのFLEGT-VPAの交渉が始まり、林業大臣決定により木材合法性検証システム制度構築プロセス国家監督委員会（以下、監督委員会）が設立され、本格的に多様なステークホルダー（政府、民間セクター、先住民族組織、学識経験者、非政府組織）によるインドネシアのTLAS（Timber Legality Assurance System）としてのSVLK（Sistem Verifikasi Legalitas Kayu）の策定プロセスが始まった。

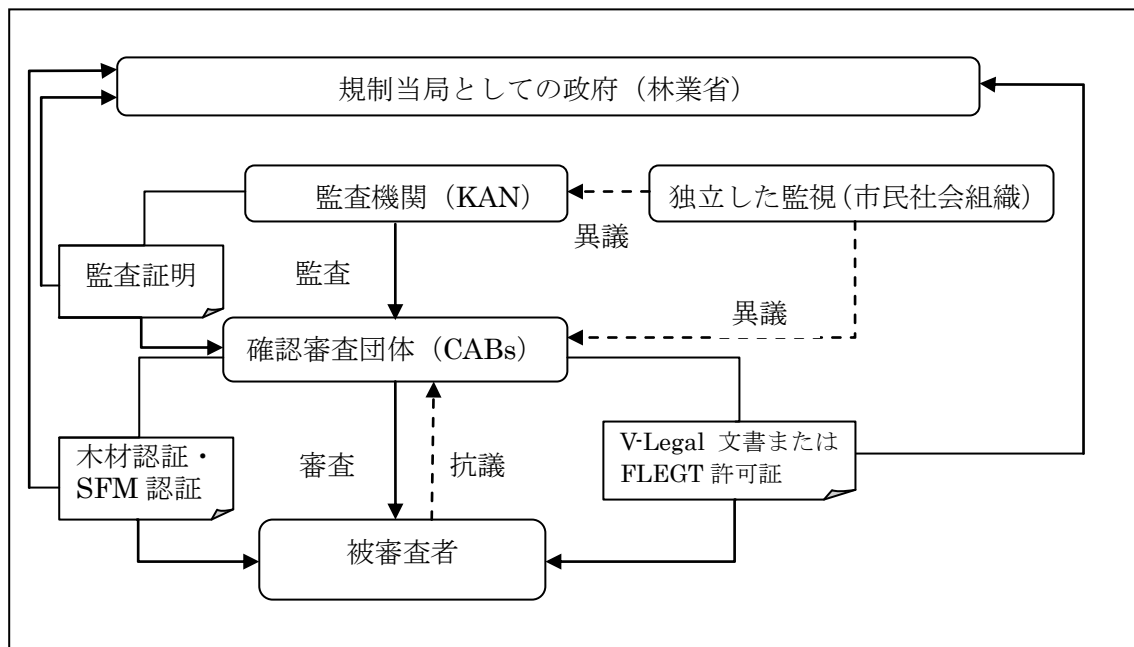
⁹とはいえ全国木材組合連合会・違法伐採総合対策推進協議会（2007）の現地合板工場へのヒアリング調査によると、2006年から警察の取り締まりや検査体制の強化によって、丸太の調達が厳しくなった、との情報もある。

Luttrell, et al. [2011]によると、EU が当初のインドネシアのシステムを TLAS として認めるためには、2つの問題があったとされる。一つは林内から木材市場までの流通のモニタリングについてのより詳細で明確なガイドラインをもったライセンススキームが必要、ということである。もう一つは独立した第三者によるより強力な監査制度が必要、ということであった。

2009年6月に法制化された SVLK のシステムは林業省が指名した BRIK や Lembaga Ekolabel Indonesia (LEI)といった複数の Conformity Assessment Bodies (CABs) が木材生産者、流通業者、加工業者、輸出業者の操業の合法性を監査する認証型のシステムである。CABs は SVLK の合法性基準に基づいて、森林管理ユニットへの持続可能な森林管理についての認証 (Pengelolaan Hutan Produksi Lestari: PHPL) や木材の合法性への認証 (Verifikasi Legalitas Kayu: VLK) を与える。また CABs はまた個別の船積みに対して、輸出ライセンス (V-legal 文書または FLEGT 許可証) も与える。そして CABs は独立した監査機関である Komisi Akreditasi Nasional (KAN)によって監査を受ける。また審査プロセスはコミュニティや関連する主体との公開の協議が含まれる場合もある。¹⁰

2011年5月にインドネシアはEUとVPAの合意に至った。2013年から実施の予定である。

図2 インドネシアの TLAS、SVLK の制度的枠組み



(出所) Luttrell, et al [2011: 30]

第3節 違法伐採対策と森林の持続可能性

¹⁰ この制度に対して、NGOからはCABsがさまざまな機能が集中している、複数の認証機関の間で整合性がとれるのか疑問、との批判も出ている。

以上のように、違法伐採の代表例として取り上げられることの多かったインドネシアでは、先進諸国の違法伐採材排除の動向を見据えながら合法木材市場の確立に向けた動きが活発化しており、EU との VPA を軸に他の東南アジア、アフリカ諸国においても同様の取り組みが着手され始めていると考えられる。

しかし、この一連の違法伐採対策が森林の持続可能性とどのような位置づけにあるのか、について確認しておこう。

1. 違法伐採対策の問題点

木材を合法的に生産流通させることと、持続可能な森林経営を行うということは同義なのだろうか。全国木材組合連合会・違法伐採総合対策推進協議会[2007]に基づいて、インドネシアを森林の区分の概略に言及しながら考察しよう。

1999 年の新森林法によると、森林地域は国有林 (Hutan Negara) と権利林 (Hutan Hak: 民有林) に分けられる。前者については、森林管理単位ごとに基本的な機能によって、生産林、保護林、慣習林などに区分されている。国有林の生産林に区分されている天然林では、2 種類の伐採権が発給される。一つは天然林木材林産物利用事業許可 (IUPHHK) で、もう一つは他の用途に転換するために森林を伐採できる木材利用許可 (IPK) である。前者では、インドネシア択伐植林方式 (TPTI) という管理方式をとるが、この中に森林資源の持続可能性という基準があり、択伐後、残される樹種のバリエーションを減少させてはならず、また残された立木の生育・成長を促進させる活動が行うことになっていて、択伐更新による持続可能な森林経営が目指されている。他方、後者はプランテーション開発や大規模造林などの整地作業の一環として、大面積を皆伐することができる木材伐採権であり、制度に基づいている限り合法であるが、森林の持続可能性を森林の量と質の維持、と考えるならば、当然持続可能とは言えない。

従って、前述の先進諸国の合法性への取り組みからも、途上国の対応からもこの「合法」な土地利用転換による森林減少への対応は抜け落ちているのである。紙パルプ用の産業植林やパームオイルプランテーションなどによる生物多様性の破壊や地元住民の生活権の侵害などが環境 NGO によって告発される例も後を絶たず、森林の持続可能性の確保のためには、この問題についての原則が確立されていくことが不可欠である。

2. 森林認証による森林の持続可能性の取扱い

このように各国政府が制度として違法伐採対策に向かう以前の 1990 年代から第三者機関により持続可能な森林から伐採された木材であることを認証し、流通させる森林認証

がさまざまな団体によって行われるようになってきた。森林認証が掲げる森林の持続可能性の中で、前述の転換林の問題を意識しているのは FSC 認証である。

FSC¹¹の活動は 1990 年から始まった。1993 年にカナダのトロントで設立総会が開かれ、1994 年には FSC の原則と基準が、設立メンバーによって承認された。重要な決定は FSC 会員の総会で決定されるが、これは意思決定のバランスをとるために、社会部門・環境部門・経済部門の 3 部門からなっている。

FSC は基準 10.9 で「1994 年 11 月以降に自然林から転換された地域で造成された人工林については、通常は認証の対象としない」としている。FSC はこのように森林の持続可能性について厳しい基準を設けている認証制度とされている。

しかし Humphreys [2006]によると、このような厳しい基準をもつ FSC 認証に対抗して、生産加工業界の後押しによって、より業者が取得しやすい認証制度が設立され、急速に普及している。例えば、カナダ林産物協会（Forest Products Association of Canada）の要求で創設された CSA や、全米林産物協会（American Forest and Paper Association）が後押ししたアメリカの SFI、オーストリア、フランス、フィンランド、ドイツ、ノルウェー、スウェーデンの森林所有者の後押しで設立されたもので、小規模森林所有者に適した認証と言われているヨーロッパの Pan-European Forest Certification (PEFC)である。これらの認証の特徴は、基本的に森林所有者や林産業界自らが定めた環境目標に森林管理が合致していればよしとする認証のあり方になっており、GM 樹種を禁止せず、新規造林を制限する方向性がなく、原住民の権利の保障も弱いと言われている。

しかし根本[2011]によると、「2011 年 8 月現在、FSC の認証森林面積は約 1 億 4050 万 ha（79 カ国、1049 森林管理者）で、認定された FSC の取扱い業者は（CoC 認証取得者）は 107 カ国、21,063 業者に上る……（中略）……。一方 PEFC は各国独自の認証制度を相互に承認し合うことで勢力を拡大しており、2011 年 7 月現在、34 カ国の認証制度を傘下に持ちながら、合計 2 億 3900 万 ha（森林所有者約 50 万人）を認証し、その取扱い業者も 8470 を数えている」ということで、相対的に基準の緩い認証制度のほうが急激に普及しているのが現実である。

それに対抗するため、FSC は FSC 材に FSC 材より基準の緩いコントロール材を混入する木材コントロール認証(CWC)の制度を導入したが、これによって各地で持続可能性に問題のある材が流通するケースが発生し、批判を浴びることになっている。

そしてついに 2011 年 6 月の FSC の総会で、前述の、1994 年以降に造成された人工林を認証対象とするという提案が行われた。結論としては 1994 年以降に造成されたどのような条件の人工林を認証対象とするのかについて今後検討を要する、というものだったが、一連の出来事は、森林の持続可能性を実質的に担保するレベルを森林認証で確保

¹¹ FSC の概要については <http://www.fsc.org/>を参考にした。

していくことの困難さを示していると言えるだろう。

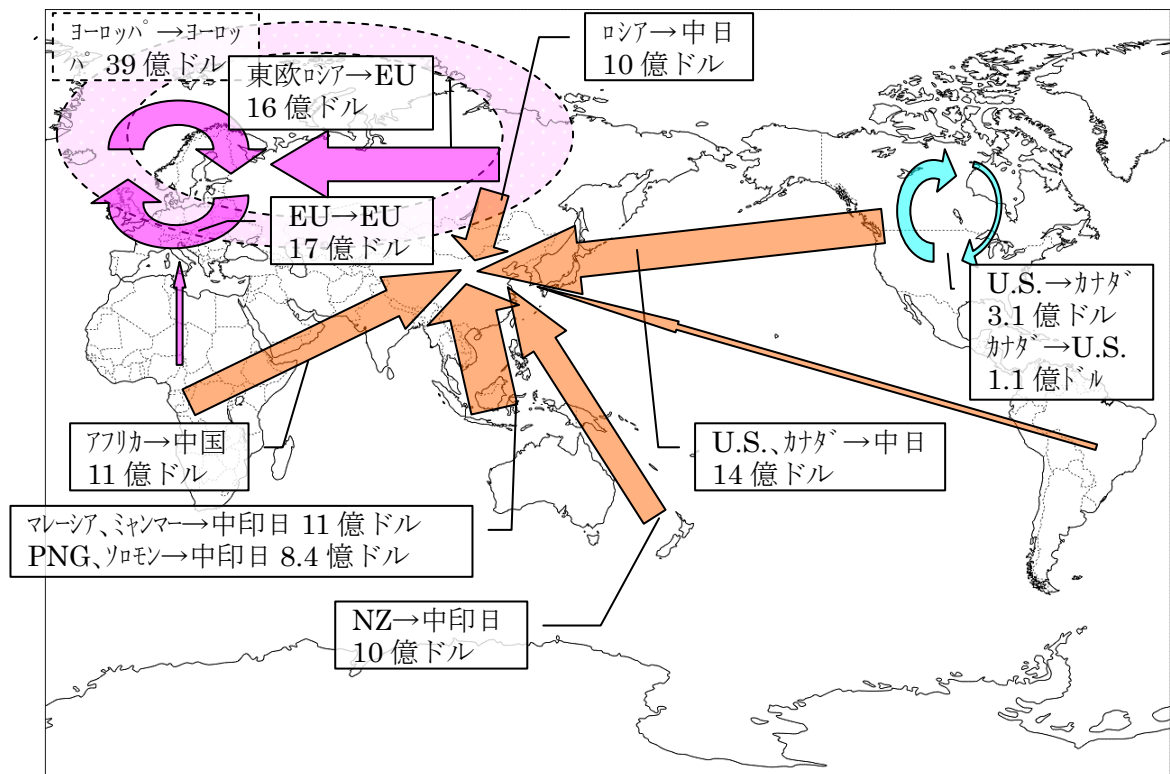
第4節 世界の丸太貿易の現状からみる持続可能性確保への道

1. 世界の丸太貿易の現状

ところで、世界的な丸太の貿易フローは現在どのような状況にあるのだろうか。図3は2010年の世界の主な丸太の貿易フローを額ベースで図にしたものである。世界の総貿易額133億ドルとなっており、2005年の92億ドルからさらに増加している。島本[2010]にもあるように、世界の丸太貿易は主に3つの貿易圏に分かれる。

1つ目はヨーロッパ圏¹²である。ヨーロッパからヨーロッパへの総輸出額は39億ドルと大きな貿易圏を形成している。その中でEU諸国からEU諸国への双方向的な貿易が

図3 2010年の世界の主な丸太貿易フロー



(出所) comtrade の 2010 年データ (HS:4403Wood in the Rough) より筆者作成。

¹² ここでは第4次EUに東欧ロシアを加えたものをヨーロッパと呼んでいる。

17 億ドル程度、東欧ロシアから EU への丸太輸出額が 16 億ドルとなっている。つまり林産加工の原材料の約半分は自己調達で、約半分は旧共産圏の国から得ていることになる。

2 つ目はアジア圏、特に中国、日本、インド¹³である。アジア圏の特徴は、中国、日本、インドといった丸太輸入国が一方向的に世界中から丸太を輸入しているということである。以下でこれらの国々への主な輸出国と輸出先についてみていこう。

熱帯林材については アジア地域では、マレーシアが 6.3 億ドル（主にインドへ 2.9 億ドル、中国へ 2 億ドル、日本へ 1.1 億ドル）、ミャンマーが 5.1 億ドル（主にインドへ 3.1 億ドル、中国へ 1.4 億ドル）、ラオスが 0.7 億ドル（ほとんどが中国へ輸出）となっている。オセアニア地域ではパプアニューギニアが 5.4 億ドル（主に中国へ 4.8 億ドル）、ソロモン諸島が 3.0 億ドル（主に中国へ 2.8 億ドル）と中国への輸出が大部分を占める。アフリカ地域では、カメルーンが 2.1 億ドル（中国へ 1.5 億ドル）、コンゴ共和国が 2.6 億ドル（主に中国へ 2.1 億ドル）、ガボン 3.8 億ドル（主に中国 3.2 億ドル）、モザンビークが 1.0 億ドル（ほとんど中国へ輸出）とこちらもほとんどが中国向けである。以前はアフリカ諸国の丸太は主に EU へ輸出されていたが、違法伐採への厳しい対応などもあり、現在では EU への総丸太輸出額はアフリカ全体で 1.7 億ドルに過ぎない。

非熱帯材については、北米やニュージーランドとロシアが主な輸出国である。北米については、米国の総丸太輸出額 15 億ドルのうち 10 億ドルがアジア向け（主には中国へ 6 億ドル、日本へ 4 億ドル）となっている。カナダも 4 億ドルを中国と日本向けに輸出している。ニュージーランドでは総丸太輸出額が 10 億ドルであるが、そのほとんどがアジア向けで特に中国向けが 8 億ドルにも上る。ロシアは総丸太輸出額が 22 億ドルであるが、そのほとんどがアジア向けであり、19 億ドルにも上る。その中でも特に中国には 18 億ドルも輸出している。日本向けは 0.8 億ドルとなっている。他方で日本向けは EU 向けは 3 億ドルに過ぎない。ロシア産について日本は輸出税の値上げの影響もあり、減少傾向にあるが、その結果中国により一極集中しつつあることがわかる。

3 つ目の貿易圏は北米¹⁴であり、米国とカナダの間での双方向貿易が比較的大きな貿易圏を形成していた。しかし近年北米材にとって、北米市場はその相対的な地位を下げしており、米国からカナダへの丸太輸出額が 3.1 億ドル、カナダから米国へは 1.1 億ドルとなっている。他方で、北米材は大量にアジアに向かっており、米国とカナダから中国と日本への丸太輸出量は 14 億ドルにも上っている。

¹³ 輸入国側からのデータを集計したものをもとにしているが、2010 年については韓国のデータがまだ上がっていないため、韓国の情報を盛り込めなかった。ちなみに輸出国側からのデータを集計すると、2010 年の韓国の総丸太輸入額は約 5 億ドルとなっている。

¹⁴ ラテンアメリカは広大な熱帯林を擁しており、他の熱帯地域と同様熱帯林破壊が急激に進んでいる地域であるが、世界の丸太貿易に占める割合はかなり小さい。総丸太輸出総額が 2 億ドルであり、その半分は中国（0.6 億ドル）とインド（0.4 億ドル）へ輸出されている。

2. 違法伐採対策、持続可能性確保のためのポイント

以上のように、近年世界の丸太貿易の中心に躍り出ているのが中国である。中国の丸太輸入総額は 60 億ドルで、世界の丸太輸入額の約半分を占めるに至っている。中国は丸太を単に国内の林産物需要のために輸入しているだけでなく、加工した林産物を大量に輸出している。他方で、中国の違法伐採対策は先進国に比べて遅れており、違法伐採材の締めだしに熱心な EU 市場などから締めだされた合法性が必ずしも立証されていない丸太が、規制の緩い中国に大量に流れ込んでいるといわれる。EU や日本は二次的な違法材の輸入を防ぐとともに、合法性が証明されない安い丸太を使用した安い林産物の輸出攻勢から自国の林産業を守るため、中国にどのように違法材対策をさせるか、という対策を模索し始めている。EU は FLEGT-VPA の枠組みにどのように中国を参加させるかという方向性を現在探っている。日本は 2011 年 8 月に違法伐採対策に関する日中覚書に調印した。今後具体的にどのような枠組みで違法伐採対策を協力していくか検討していくことになる。

従って、先進国の違法伐採対策も森林認証も今後中国を軸に展開していくことは間違いない。しかし国内加工業との関係から今一つ抜本的な違法伐採対策さえも採れない日本、そして、さらに消極的な中国にどのように具体的な対策を採らせるのか、またどのようなインセンティブがあり得るのか、についての何らかの戦略が必要となっている。

<参考文献>

〔日本語文献〕

FOE Japan・地球人間環境フォーラム[2008]『フェアウッド—森林を破壊しない木材調達—』、日本林業調査会。

島本美保子[2010]『森林の持続可能性と国際貿易』、岩波書店。

全国木材組合連合会・違法伐採総合対策推進協議会[2007]『インドネシアにおける合法性証明の実態調査報告書』、全国木材組合連合会

(<http://www.goho-wood.jp/kyougikai/pdf/indonesia.pdf>、最終アクセス 2012 年 3 月 9 日)。

全国木材組合連合会・違法伐採総合対策推進協議会[2008]『インドネシア・マレーシアにおける合法性証明の実態調査報告書』、全国木材組合連合会

(<http://www.goho-wood.jp/kyougikai/pdf/h19report-2-1-3.pdf>、最終アクセス 2012 年 3 月 9 日)。

- 全国木材組合連合会[2011]『合法木材ハンドブック』、東京：全国木材組合連合会
(http://www.goho-wood.jp/ihou/handbook_k.pdf、最終アクセス 2012 年 3 月 9 日)。
- 地球・人間環境フォーラム[2007]『平成 18 年度 世界の森林保全のための違法伐採問題に関する検討調査業務報告書』、地球・人間環境フォーラム
(http://www.gef.or.jp/activity/forest/world/report/H18report_illegallogging.pdf、最終アクセス 2012 年 3 月 9 日)。
- 根本昌彦[2011]「森林認証制度の国際動向一途上国への認証拡大と制度間競合、人工林問題などー」、『木材情報』(245)、2011 年 10 月号、 pp16-20。

[英語文献]

- European Commission [2007a] ‘What is FLEGT?,’ *FLEGT Briefing Notes, Briefing Notes Number 01*, European Commission
(http://www.euflegt.efi.int/files/attachments/euflegt/efi_briefing_note_01_eng_221110.pdf, 最終アクセス 2012 年 3 月 9 日)。
- European Commission [2007b] ‘Voluntary Partnership Agreements,’ *FLEGT Briefing Notes, Briefing Notes Number 06*, European Commission
(http://www.euflegt.efi.int/files/attachments/euflegt/efi_briefing_note_06_eng_221010.pdf, 最終アクセス 2012 年 3 月 9 日)。
- European Commission [2007c] ‘Legality Assurance Systems: Requirements for Verification,’ *FLEGT Briefing Notes, Briefing Notes Number 05*, European Commission
(http://www.euflegt.efi.int/files/attachments/euflegt/efi_briefing_note_05_eng_221010.pdf, 最終アクセス 2012 年 3 月 9 日)。
- Humphreys, D.[2006] *Logjam-Deforestation and the Crisis of Global Governance*, London: Earthscan.
- Luttrell, C., Obidzinski, K., Brockhaus, M., Muharrom, E., Petkova, E., Wardell, A. and Halperin, J. [2011] *Lessons for REDD+ from measures to control illegal logging in Indonesia*, CIFOR Working Paper 74, Jakarta and Bogor: United Nations Office on Drugs and Crime and Center for International Forestry Research
(http://www.cifor.org/publications/pdf_files/WPapers/WP74Obidzinski.pdf, 最終アクセス 2012 年 3 月 9 日)。